

○国家公安委員会告示第三十三号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第二条第一号口の規定に基づき、自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものを次のように定める。

平成二十八年七月十五日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

新任教習指導員（大型）課程、新任教習指導員（中型）課程、新任教習指導員（準中型）課程、新任教習指導員（普通）課程、新任教習指導員（大自二）課程、新任教習指導員（普自二）課程、届出教習所指導員（大型）課程、届出教習所指導員（中型）課程、届出教習所指導員（準中型）課程、届出教習所指導員（普通）課程、届出教習所指導員（大自二）課程、届出教習所指導員（普自二）課程、届出教習所指導員（大型二種）課程、届出教習所指導員（中型二種）課程及び届出教習所指導員（普通二種）課程

附 則

1 この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）の施行の日（平成二十九

年三月十二日。以下「改正法施行日」という。）から施行する。

2 平成十九年国家公安委員会告示第九号（運転免許取得者教育の認定に関する規則第二条第一号口の規定に基づき、自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものを定める件）は、廃止する。

3 改正法施行日において現に自動車安全運転センターが行つた講習で次の表の上欄に掲げるものを修了している者は、それぞれ、この告示の改正法施行日以後に自動車安全運転センターが行う講習で同表の下欄に掲げるものを修了した者とみなす。

新任教習指導員（中型）課程	新任教習指導員（中型）課程
新任教習指導員（普通）課程	新任教習指導員（普通）課程
届出教習所指導員（中型）課程	届出教習所指導員（中型）課程
届出教習所指導員（普通）課程	届出教習所指導員（普通）課程
届出教習所指導員（中型二種）課程	届出教習所指導員（中型二種）課程
届出教習所指導員（普通二種）課程	届出教習所指導員（普通二種）課程